

案第 8 2 号

亀山市公共下水道条例の一部改正について

亀山市公共下水道条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 4 年 1 1 月 2 9 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例

亀山市公共下水道条例（平成17年亀山市条例第131号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第5章 雑則（第29条－第36条）  
第6章 罰則（第37条－第39条）」 を

「第5章 公共下水道の構造の技術上の基準等（第29条－第33条）  
第6章 雑則 （第34条－第42条）  
第7章 罰則 （第43条－第45条）」

に改める。

第1条中「及び管理」を「その他の管理の基準等」に改める。

第3条中第12号を第13号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

（5）都市下水路 法第2条第5号に規定する都市下水路をいう。

第39条を第45条とし、第38条を第44条とする。

第37条第7号中「第29条」を「第34条」に改め、同条第8号中「第34条第2項」を「第39条第2項」に改め、同条第9号中「第30条」を「第35条」に改め、同条を第43条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第36条を第42条とし、第35条を第41条とし、同条の前に次の1条を加える。

（準用規定）

第40条 第35条から前条までの規定は、都市下水路について準用する。この場合において、第35条、第36条及び第37条第2項中「法第24条第1項」とあるのは、「法第29条第1項」と読み替えるものとする。

第34条を第39条とし、第29条から第33条までを5条ずつ繰り下げる。

第5章を第6章とする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 公共下水道の構造の技術上の基準等

(公共下水道の構造の技術上の基準)

第29条 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条及び第31条に定めるところによる。

(排水施設の構造の基準)

第30条 排水施設(これを補完する施設を含む。)の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。
- (6) 排水管内径及び排水渠<sup>きよ</sup>の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (8) 暗渠<sup>きよ</sup>その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所<sup>きよ</sup>にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (9) 暗渠<sup>きよ</sup>である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所<sup>きよ</sup>その他管渠<sup>きよ</sup>の清掃上必要な箇所<sup>きよ</sup>にあっては、マンホールを設けること。
- (10) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。

(適用除外)

第31条 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(都市下水路の構造の技術上の基準)

第32条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の構造の技術上の基準については、前2条の規定を準用する。

(都市下水路の維持管理の技術上の基準)

第33条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理の技術上の基準は、1年に1回以上しゅんせつを行うこととする。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する公共下水道及び都市下水路（以下「公共下水道等」という。）であって、改正後の亀山市公共下水道条例（以下「新条例」という。）第30条（新条例第32条において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、当該規定（その適合しない部分に限る。）は、適用しない。ただし、この条例の施行後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道等に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。
- 3 前項の規定により新条例の規定を適用しないものとされた公共下水道等の構造の技術上の基準については、なお従前の例による。